

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和7年7月1日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年国勢調査広報業務委託

(2) 業務内容

令和7年国勢調査の実施に当たり、県内居住者に対し調査への理解と参加を促すとともに、インターネット回答を推進するため、効果的な広報を実施する。

(3) 委託限度額

19,690,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

3 参加資格

下記の条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から契約の日までの間に、国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている日が含まれないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 静岡県の一般業務委託に係る競争入札参加資格における営業種目について、「広告代理」に登録され

ている者であること。

- (6) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有する者であること。
- (7) 都道府県税の納税義務を有する者にあつては、都道府県税の未納がないこと。

4 選定基準

令和7年国勢調査広報業務委託業者選定基準のとおり

5 業務の仕様

詳細は、令和7年国勢調査広報業務仕様書による。

6 手続等

(1) 担当課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県企画部統計活用課

電話番号：054-221-2241 ファクシミリ番号：054-221-3609

E-mail:census@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 実施要領、業務仕様書及び選定基準の配布

ア 配布開始 令和7年7月1日（火）午前9時

イ 配布場所 静岡県ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsuchiji/index.html>)

(3) 事業説明会

ア 日時 令和7年7月7日（月）午後1時30分

イ 場所 静岡県庁別館20階第一会議室B

(4) 質問及び回答

ア 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時

イ 提出方法 電子メール（E-mail:census@pref.shizuoka.lg.jp）

ウ 回答 令和7年7月15日（火）午後5時までに回答する。

(5) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和7年7月16日（水）午前11時必着

イ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）及び電子メール

(6) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和7年7月25日（金）午後5時必着

イ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）

(7) 参加の辞退

ア 提出期限 令和7年7月25日（金）午後5時

(8) 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

ア 実施日 令和7年7月29日（火）

イ 場所 静岡県庁東館16階OA研修室

7 その他

- (1) 詳細は令和7年国勢調査広報業務委託公募型企画提案競技実施要領及び令和7年国勢調査広報業務仕様書による。
- (2) 契約手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 提出書類の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする。
- (4) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。